

令和3年塩尻市議会 12月定例会

社会文教常任委員会・総務産業常任委員会

連合審査会会議録

○日 時 令和3年12月15日（水） 午前10時00分

○場 所 第一・第二委員会室

○審査事項

議会第1号 塩尻市手話言語条例

○出席委員

社会文教常任委員会

| | | | |
|-----|---------|------|----------|
| 委員長 | 小澤 彰一 君 | 副委員長 | 樋口 千代子 君 |
| 委員 | 平間 正治 君 | 委員 | 西條 富雄 君 |
| 委員 | 金子 勝寿 君 | 委員 | 山口 恵子 君 |
| 委員 | 古畑 秀夫 君 | 委員 | 永田 公由 君 |

総務産業常任委員会

| | | | |
|-----|---------|------|---------|
| 委員長 | 中野 重則 君 | 副委員長 | 赤羽 誠治 君 |
| 委員 | 牧野 直樹 君 | 委員 | 篠原 敏宏 君 |
| 委員 | 横沢 英一 君 | 委員 | 青柳 充茂 君 |
| 委員 | 中村 努 君 | 委員 | 丸山 寿子 君 |
| 委員 | 柴田 博 君 | | |

○欠席委員

なし

○説明のため出席した理事者・職員

別紙名簿のとおり

○議会事務局職員

| | | | |
|-------|----------|-------|---------|
| 事務局長 | 小松 秀典 君 | 事務局次長 | 小澤 秀美 君 |
| 事務局係長 | 酒井 千鶴子 君 | 事務局主事 | 小林 貴裕 君 |

午前10時00分 開会

○委員長 おはようございます。本日の議会第1号塩尻市手話言語条例の審査につきましては、社会文教常任委

員会・総務産業常任委員会連合審査会で審査を行います。当初付託された社会文教常任委員会の委員長が進行を務めます。

議員全員による質疑及び自由討論を連合審査会において行い、採決については全員協議会室にて、社会文教常任委員会において行います。なお、この連合審査会においては、質疑及び自由討論までということで、賛否に関わる表明については発言できませんので、御注意願います。

また、本日は手話通訳及び要約筆記があります。発言の際は、いつもよりゆっくり、はっきり発言していただきますようお願いいたします。

本日は行政側にも出席いただいておりますが、理事者の挨拶についてはいただく、審査の内容、経過を御理解いただければと思います。

それでは、ただいまから議案の審査を行います。円滑な議事進行のため、委員長の指名を受けた者のみの発言とし、簡潔明瞭な説明、一問一答方式による質問、答弁を心がけていただくよう御協力をお願いいたします。また、発言は必ずマイクを通していただきますようお願いいたします。

議会第1号 塩尻市手話言語条例

それでは、議会第1号塩尻市手話言語条例を議題といたします。手話言語条例検討委員会、山口委員長からの説明を求めます。

○山口恵子委員 おはようございます。それでは、説明いたします。条例案は議案のとおりです。

まず、趣旨ですが、手話は、ろう者にとって、日常生活や社会生活を送る上で欠かせないものですが、長い間、手話の位置づけが明確ではなく、ろう者は多くの困難を抱えながら生活を送ってきました。平成23年、障害者基本法において手話は言語であることが明記されましたが、塩尻市ではいまだ手話に対する理解が深まっているとは言えない状況にあることから、理念条例として塩尻市手話言語条例を策定することといたしました。

経過について説明します。塩尻市聴覚障害者協会より同条例制定に向けての協力依頼をいただきました。そこで塩尻市手話言語条例制定議員連盟を発足し、研究を開始いたしました。塩尻市聴覚障害者協会、手話通訳者、要約筆記者の皆様、そして塩尻市健康福祉事業部福祉課と共に協議を重ね、議員提案の理念条例とすることとなり、塩尻市手話言語条例推進協議会を設置し、構成員の皆様の御意見をお聞きする会議を重ねてまいりました。後半からは社会教育スポーツ課共生推進係も参加をしております。本格的な条例案作成の段階において、塩尻市議会の議決に基づく手話言語条例検討委員会を設置し、議員全員協議会等において、条例案についての議論を行い、本議会への上程に至りました。

また、専門的知見を仰ぐため、群馬大学共同教育学部教授の金澤先生、同助教授の二神先生をお招きして議員研修会を開催し、手話言語条例について理解を深めることに努めてまいりました。

この条例の主な目的になりますが、この条例が、ろう者をはじめ、手話を使って生活を送る方々が平等に与えられた人権を享受し、その人らしい社会生活を送るために、市民一人ひとりが手話は言語であることを認識し、誰も取り残さない、誰もが夢と希望を持てる持続可能な共生社会を築く一助になればと望んでおります。

以上が、議案の概要です。何とぞよろしく御審議くださいますようお願いいたします。

○委員長 ただいまの説明について、委員の皆さんから質問はありますか。

○西條富雄委員 経過の中で、手話言語法制定に関する意見書提出を求める請願を塩尻市議会として採択し、意見書を関係機関へ提出しましたが、その後の法律制定の動向についてお伺いします。

○中村努委員 私から説明をさせていただきます。当議会にも聴覚障害者協会から手話言語法制定に向けての意見書提出の請願がございまして、採択をされ、意見書を提出してございます。この運動は全国的に行われておりまして、全国全ての自治体に出され、全ての自治体から意見書が提出されています。全国的な制定に向けてのコンセンサスが取れているものと理解をしております。その後、国会において、手話言語法に関する取り扱いが協議がされたと思われませんが、現在は、議員立法として、手話の文化的側面を中心にした手話言語法と、手話や点字といったコミュニケーション手段を中心とした、通称情報・コミュニケーション法の2法案に整備がされまして、情報・コミュニケーション法については、聴覚障害のみならず、視覚障害者のコミュニケーション手段も入れた法案ということになっております。全日本ろうあ連盟としては、最初、フルスペックの手話言語法の要請があったが、国会でこの2つの法案に分けられて提案されたということで、どちらかではなくて、両方とも成立されてほしいという声明が発表されているところです。現在、まだ審議入りのめどが立っておりませんので、現状としてはそういう状況です。

○西條富雄委員 今のお話だと、国会でまだ法律が審議されていないとのことですが、なぜ条例を先につくるのか教えてください。

○中村努委員 この法案が審議入りできない詳細な理由というのは、存じ上げません。まだ審議入りしていないので、どんな課題があるのかということが明確になっておりませんので、私どもでは分かりかねますけれども、この2つの法案を見させていただいて、その要綱とか様々な解説書も出ております。それを拝見すると、非常にハードルが高い事項が挙げられておりまして、法案をつくる趣旨はいいのですけれども、それが具体化されるということになると非常にハードルが高い。具体的に言いますと、手話通訳者を学校や医療機関に必ずつけなければいけないとか、そのまま法律にしてしまうと、とても地方自治体でそれに対応する能力が整っていかないというような現状もあって、なかなかこれは法律として成立させるのはまだ時間がかかるのかなと思っております。

そういう中で、そうはいつでも手話を使って生活をされている皆さんは、一日も早く、この法制定、法的な安定性を求めるお気持ちがありますので、まずは各自治体で今行っている施策を中心に、法的安定性をつくるために、それぞれの自治体の身の丈に合った条例をつくって、その積み重ねをしていくことが大事であって、それを基に、今度は法律もそれに合わせるような形でもう少しハードルを下げながら、全国一律のサービスが提供できるような法律ができれば、法律の制定に至ると思いますが、まだまだそこに至る状況ではありませんので、塩尻市独自の身の丈に合った条例を条例として整備していきたいということです。

○委員長 ほかにありますか。

○丸山寿子委員 経過の説明をいただいた中で、手話言語条例の推進協議会を何回か開きまして、その中で意見をいただいたり、状況把握をして協議きたということでもありますけれども、その協議会のメンバーはどのような構成になっているのか確認させていただきたいと思います。

○委員長 答弁を求めます。

○篠原敏宏委員 私からお答えさせていただきます。構成メンバーは、塩尻市聴覚障害者協会の皆さん、手話通訳者の皆さん、要約筆記の皆さん、それに市の福祉課、社会教育スポーツ課、議会事務局、それに我々市議会議

員が議員連盟の作業部会から5名参加をしています。そういうメンバーでおよそ1年10か月審議をしてきたということでもあります。

○丸山寿子委員 その協議会を16回開催したとお聞きしておりますが、主な内容ですとか成果についてをお聞かせください。

○篠原敏宏委員 2020年、令和2年2月6日にこの手話言語条例推進協議会が設立ということになりました。今お話がありましたように、1年半以上の間に都合16回開催させていただいたということでもあります。

この審議の主な内容であります。当初から振り返りますと、まずは条例の形式や提案者等も含めまして、特に手続条例あるいは政策条例という言い方もされますが、そういった条例であるべきか、理念条例という形式を取るかという基本的な部分でかなり突っ込んだやりとりがなされました。条例の細部まで、施策の具体的なものまで決めるべきだというお話やら希望もあった一方で、最終的には議会で議員提案という形になりましたが、今回の場合は、むしろ理念条例という形を取ることが最終的には望ましいということで、協議会の皆さんにも御理解をいただき、そういう方向で進んできたということでもあります。

次に、条例のつくり方についてもそういうことありまして、我々作業部会が骨子、素案をつくって、それを協議会の皆さんにお示しをして、それを検討いただいて、また持ち帰って、ということの繰り返しが多かったです。この材料になったものは、既に長野県内で策定をされております、長野県あるいは佐久市、上田市、その他他県の参考になりそうな資料を集めまして、比較検討という作業もさせていただきました。ということで、条例案の骨子をここの協議会の場でお示しをして、行きつ戻りつという作業を繰り返しながら今日に至ったということです。

○委員長 確認ですけれども、作業部会というのは検討委員会のことですか。

○篠原敏宏委員 違います。検討委員会は議決をもって決めていただいたオフィシャルの部分であります。議員連盟の中で、条例の制定を議員提案に向けて作業をしていくメンバーを定めていただいて、それが5人でありますが、そういったメンバーで参加したということです。検討委員会はまた別であります。

○委員長 分かりました。ほかにありますか。

○金子勝寿委員 この条例の制定がどうなるか分からないとはいえ、仮に公布となった場合、行政側との調整をどのように行うのか。

それから、2点目で、このままでは条例をつくったことはゴールなのですが、その後に本来の目的を達成するための手段、実行することについて、2点、回答をお願いしたいと思います。

○委員長 答弁を求めます。まず、1点目の行政側との調整はどのようにするのか。

○中村努委員 これは理念条例でありまして、具体的な個別の施策までは書き込んでおられません。その中で第7条に、この条例の推進方針を定めることとなっております。何項目かにわたっておりますけれども、そういった論点を中心に、今度は行政側が、それに基づいた施策を策定していくと。総合的かつ計画的な施策を講じていくというつくりになっております。第7条の2項に、市がこの施策の推進方針を定めるときには関係者の意見を聴くこととする、という2項が入っておりますので、この条例が成立して、施行までの間もそうですし、その後も続くわけですけれども、関係者との意見を聴きながら、具体的な施策を作っていくという流れになっていくと思います。

○委員長 よろしいですか。

○金子勝寿委員 その後の運営も含めてという回答という理解でいいですか。

○中村努委員 この運営についてですけれども、先日の本会議の一般質問でもさせていただきました。9月定例会の樋口議員の質問にもありました。まずは、この条例を所管する部署が行政側で決まっておられませんので、3月には所管する部署を決めていただきながら、そこで計画を策定し、予算付けをして、事業を執行していくという形になろうかと思えます。

○金子勝寿委員 規則の制定権が議会にはないので、その部分に対しての議会としてのアプローチを丁寧にしていくという理解でいいのか、単純に打合せだけなのか。いわゆる規則の文字になってくるところに書いていかないと行政は動かないと思うので。規則もしくは逐条解説の解釈権は行政にあるのですから、その部分まで段取りができていいのか、教えてください。

○中村努委員 まだそこまで話は行っておりません。ただ、先日の一般質問で御答弁があったとおり、まずは制定から施行までの間につきましては、ホームページや広報等で市民へ周知を図るという事業をしていただくということ。それから、所管する部署が決まって、推進する事務が確定してくれば、それに沿った事業にしていこうという御答弁がありましたので、そういう流れになると思えます。

○金子勝寿委員 ありがとうございます。あと、せっかく手話言語条例検討委員会を立ち上げて、ここまで皆さんの御努力で至ったわけなのですが、その後、この検討委員会の位置づけとか終わりについてはどのような扱いになるのか、確認ですが、教えてください。

○山口恵子委員 その件に関しましては、私からお答えさせていただきます。議決に基づく検討委員会を現在設置しております。この検討委員会で、今後、条例の進捗状況など、検証をする場としてしっかり行っていきたいと思いますので、検討委員会は私たち議員の任期中の間、調査研究を継続していきたいと考えております。

また、条例を作っただけではいけない。しっかり命を吹き込んだ価値のある運用をしていただきたいものですから、その後、定例会の一般質問または常任委員会など、しっかり議員としての役割を果たしていきたいと思えます。最後に、17日の最終日にこの条例案が可決されれば、その場合は、市長にもしっかりと要望書を提出することを現在予定しております。

○委員長 ほかにありますか。

○古畑秀夫委員 条例の第4条で市の責務、第5条で市民の役割、第6条で事業者の役割となっておりますけれども、この市民の役割とか事業者の役割ということですが、この辺のところは、市が市民や事業者の人たちに知らしめていくという理解でいいのかどうか。こういう条例のことを、どういうふう理解を求めていくのか。これはどこがやるということになりますか。

○篠原敏宏委員 市の責務とともに、市民と事業者の役割を示してあるということであります。これは市の責任において、しっかり周知をして徹底をしていくということになろうかと思えます。

○古畑秀夫委員 先ほど金子委員からも出ていた第7条の施策ですが、第7条の中に具体的に6項目挙げてありますが、具体的に市に求めていく必要があると思うが、その場合に2項で「ろう者その他の関係者の意見を聴く」ということで、この「その他の関係者」の部分についてと、議会側からもこういう施策を実行してほしいということも提言していくということでしょうか。

○委員長 答弁を求めます。

○中村努委員 他市の事例を見ますと、具体的な施策に移行していく場合に、先進的なところ、理解が非常に高いところ、人がそろっているところは、そうした協議会的なものを作りながら、その中で意見を言いながら、行政は施策を作っているというところもあります。まだ塩尻市はそこまでのレベルには達していないと思っておりますので、まずは手話に関することを行っている方々を対象にして、意見を言うという程度に収めております。今後、例えば地域における手話の普及については区長等の代表の方に入っていただくとか、あるいは教育の分野で何か必要なことがあれば、教育の関係者に入っていただく。それから、特に当事者の皆様から御要望のあった医療関係、そういったことも配慮していただかなくてはいけないということになりますと、そういう関係者の方の御意見を聴かなければいけないというような場面がこれから出てこようかと思っておりますので、そういったニーズが出てきたときには、柔軟に対応できるようにお願いしたいと思っております。それがその体制になります。

○古畑秀夫委員 ろう者の皆さん、恐らくいろいろな偏見だとか差別を受けてきていると思うので、そういうことも含めて、市民の役割、市がやるということですけども、ぜひそんなことをお願いしたいと思っております。例えば、目が見えない方は白い杖をついているので、ある程度車の運転者は分かるわけですけども、耳が聞こえない場合はなかなか分からないもので、交通事故も案外多いという話も聞くものですから、そういったこともぜひ反映させてほしいと思っております。

○委員長 ほかにありますか。

○永田公由委員 皆さん、大変高度なところで質問されていて、私がこんなことを聞くと少し恥ずかしいのですが。第2条の3項にある、社会的障壁、ろう者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう、という表記があるのですけれども、この事物、制度、慣行、観念その他一切のものとは、具体的にはどういったものを指しているのでしょうか。

○委員長 答弁を求めます。

○篠原敏宏委員 これは障害者基本法にある基本的な事項で、一般的な障壁を今のこの例示で挙げてあるということかと思っております。例えばろう者に関して言えば、公共施設のアナウンスが聞こえないだとか、ですね。

○委員長 答弁について時間が必要ですか。

○篠原敏宏委員 そうですね。若干整理します。

○委員長 暫時休憩します。そのほかに何か質問ありますか。では、今から5分、35分まで休憩といたします。

午前10時29分 休憩

午前10時32分 再開

○委員長 それでは再開いたします。

○山口恵子委員 今とても大事な質問をいただきました。社会的な障壁というこの用語であります、障害者基本法第2条第2号の社会的障壁と同様の定義として、その内容を確認しているところであります。その具体的な内容については、篠原委員から説明させていただきます。

○篠原敏宏委員 失礼しました。今、山口委員長からお話のありました、例示として挙げられているものがあります。例えば事物とは、利用しにくい施設や設備など。先ほど申し上げたような放送設備が耳の聞こえない方に

は通じなかったりというような部分。制度とは、利用しにくい制度など。慣行とは、障がいのある人の存在を意識していない慣行あるいは文化、社会的な通念。観念とは、障がいのある人への偏見などを指しているということで、国から例示として示されております。一般的に我々の周りの社会にもこれが普通にあるということで、それを一般的に社会的障壁とくくっているということでもあります。よろしいでしょうか。

○永田公由委員 確かにろう者にとっては不都合な障壁かもしれませんが、健常者が社会生活を営んでいく上ではごく普通のものという理解でいいわけですか。

○篠原敏宏委員 人の状況によって異なる。それが今言うように、健常者から見たら当たり前に見えることが、ろう者の皆さん、あるいは障がい者の皆さんから見ると、これが障壁になると。そういうことを認識すること自体が大事だということを、市民レベルで皆さんに知っていただくということが、この条例の一つの意義かなと。今回は手話言語というろう者の皆さんの言語権。言語を使って、当たり前で生活していく上では、健常者の一般常識の中では不都合が生じたり、不便が生じたりすることがあるということ、市民の皆さんにしっかり認識していただくことが、市の一番の責務かなということかと思えます。

○永田公由委員 もう一点、第7条をお願いします。この2項、3項、4項にその他の手段という言葉が出てくるのですが、その他の手段というのはどういったものを指すのか教えていただきたいと思えます。

○委員長 答弁を求めます。

○中村努委員 通常、聴覚に障がいのある方への手法というのは、手話あるいは要約筆記が代表的なものでありますけれども、そのほかに筆談というものもありますし、ノートテイクという手法もあります。要は聴覚に障がいのあった方への様々な情報の手段のことをその他ということで表現をさせていただいております。

○永田公由委員 分かりました。もしできれば、筆談などは手話ができなくても一般の市民の方とろう者の方とのコミュニケーションを取るには最も手取り早い方法だと思います。その他の手段という中に、筆談というような言葉も1つ入れたほうが、条例として一般市民の皆さんが見たときに分かりやすいかなという感じはします。また今後の検討課題としていただくように、要望をさせていただきたいと思えます。

○委員長 ほかにありますか。

私から1点、質問です。日本の国内に生まれて育てている方が、国籍を問わず、後天的であれ先天的であれ、どのような手段で意思の疎通を図っているのか。今の質問も含めて、様々なことが考えられるのです。それについて説明してください。

○副委員長 お子さんが生まれたときからという考え方でよろしいでしょうか。

○委員長 後天的であれ先天的であれということですか。

○副委員長 お子さんがお生まれになったときは、まず初めは、聴覚に障がいがあるかどうか分からない状況でお生まれになっておりますので、今、検診が充実しております、聴覚検診で早期に発見されるようになっております。それを親御さんが正しく理解して、幼稚園からろう学校に通われて、そこで口話法や手話を学んで大きくなっていく。また、まだ普通学級でお過ごしになりたいという強い要望のお母さんもいらっしゃいますので、そういうお母さん、お子さんに関しましては、保育園、小学校の方で筆談を通じたり、ジェスチャーを通じたりして、会話と一緒に遊んだり、教育をするという充実に、塩尻の市役所は絶対に努めていただいていると思っております。

後天的にそういう状況になった方も同じですけれども、そのときに、御本人にどなたがしっかりとその状況を説明して、それからの生き方をどうしていくかというのは、やはり福祉課の職員であったり、医療従事者であったり、それからまた多くの専門職が関わりながら、その方を支援している状況だと、私は思っております。

○**委員長** 私の承知しているところでは、手話以外には、今永田委員がおっしゃった筆談の問題だとか、あるいは電子掲示によって要約筆記などを行うと。それから、ジェスチャーだとか、あるいは口語法というのがあって、これが障がい者の教育の中で随分口語法というのが行われたと聞いております。それから、地域限定の手話のような、ジェスチャーに近いのだと思うのですけれども、そういうものがあると聞いております。ついては、手話の中で日本語対応手話と日本手話と分かれていると聞いていますけれども、どのような違いがあるか説明していただけますか。

○**中村努委員** まず、日本手話というのは、独自の文法ですとか語順ですとか、そういった日本語とは異なる文法的な特性を持った言語であります。日本語対応手話というのは、簡単に言うと、日本語を直訳した手話ということで、本質的には違うものという理解をしておりますけれども、実際にこの手話を使われている現場では、全く別というわけでもなく、混合されながら、今使われている状態だと思っております。全国の手話言語条例あるいは情報コミュニケーション条例と言われているものの中で、日本手話と手話を限定しているのは1か所のみでありまして、ほかはそういった区別がなく、手話で一くりにしているところがほとんどであると理解をしております。

○**委員長** それに関連してですけれども、例えば前文の第2段落のところにある手話についてのことというのは、今中村委員が言った日本手話という解釈でよろしいでしょうか。日本語を置き換えただけではなく、独自の文法だとか語順を持った日本手話のことを指しているという意味なのでしょうか。

○**中村努委員** 文法的な語順ですとか、そういったものに限って言いますと、日本手話ということになるかと思っておりますけれども、現実には今使われている手話というのは、全く別々のものではなくて、混合されている状況です。日本手話の文法で行われている部分とそうでない部分が混在しているという理解をしております。

○**委員長** ほかに質問はありますか。

○**山口恵子委員** 今の質問に関連でありますが、この条例の趣旨は、手話は言語ですということが一番の目的、趣旨でありますので、この条例の中で扱う手話に関しては、日本語対応手話と日本手話を区別はしていませんので、そのような御理解をお願いしたいと思います。そのような位置づけで条例を策定しております。

○**委員長** 補足説明がありました。ほかにありますか。

ないようですので、それでは質疑を終了します。

これより自由討論を行います。私から意見を述べる意思がありますので、ここで進行を樋口副委員長に交代いたします。

○**副委員長** では、司会を交代いたします。

御発言のある方いらっしゃいますか。

○**委員長** 私は社会文教常任委員長として、委員会審議における実質的な議決権はありません。よって、ここで意見を申し上げますけれども、条例に対して、賛否に関わる意見を述べるものではありません。

私は、民主主義の多数意思の尊重、優先という原則とともに、少数者の権利の尊重も守られなければならない

と考えております。少数者の不利益状態、抑圧された環境は、その改善に向けて組織の構成員全体が努力しなければならない。これが立憲主義という考え方です。

この条例案が検討され、議会上程されたことについては、大変望ましいことだと考えております。ただ、条文に関して、ただいま質疑のやりとりでもありましたが、私個人として、解釈上、腑に落ちない点がありますので、申し上げておきたいと思っております。第2条の用語についての定義では、手話という言葉についての説明がありません。前文の第2段落によれば、手話は日本手話であると私は解釈しております。つまり、日本語対应手話でもジェスチャーでもない読み取れるからです。第4条から第6条で、全ての市民、市、事業者に、手話によって意思疎通を図ることを求めています。これは日本手話を理解し、使用できるようにということではないと思っております。日本手話の通訳養成には6年ほどの時間がかかると聞いております。現実的ではありません。具体的、現実的には、9月議会で障害者支援法に関する質疑の中で申し上げたように、既に実用化されている音声を文字に変換する装置、これを当面、開発・改良・普及することなのではないでしょうか。すると、第7条で述べられている要約筆記ということに行き着きます。これは音声による日本語を文字による日本語に置き換えることから、本条例案の前文でうたう理念に沿うものとはならないことになってしまいます。

私は、この条例案の本質は、日本手話という言語を尊重し、それを使用するろう者の方が、正確にそれを習得し、必要な場面で使用することが認められる。同時に、日本手話の文法、表記法が異なる日本語をろう者が習得することに関して、教育機関では多様なろう者の生育環境に応じ、最大限の配慮をする。社会全体がそのことを周知し、共生社会を形成する。この3点ではないかと考えます。

この条例案が成立した後、先ほども説明がありましたように、議会、ろう者、行政ばかりでなく、ろう者の家族、事業者、広く市民による議論を重ねて、磨き上げていってほしいと考えます。以上です。

○副委員長 自由討論に関しまして、ほかに御発言ある方いらっしゃいますか。よろしいでしょうか。

では、以上をもちまして自由討論を終了といたします。

○委員長 それでは、進行を替わります。

以上をもちまして、社会文教常任委員会・総務産業常任委員会連合審査会を閉会といたします。

午前10時48分 閉会

令和3年12月15日（水）

委員会条例第29条の規定に基づき、次のとおり署名する。

社会文教常任委員会委員長 小澤 彰一 印